

甘楽町結婚新生活支援補助金

(新婚生活スタートアップ応援事業)

補助金
最大60万円

少子化対策強化及び人口減少対策のため、結婚を機に町内に新たに住宅を購入、リフォームまたは賃借する新婚夫婦に対し、その住居費、リフォーム費用および引越し費用の一部を補助します。

◇ 対象となる世帯（次の条件に全て当てはまる世帯）

○令和6年10月1日以降に婚姻届が受理された新婚世帯

○婚姻日における夫婦双方の年齢が65歳以下

○令和6年分の夫婦の所得の合計額が800万円未満である世帯

〔 婚姻を機に離職し、その後新たな職に就いていない方の分は控除
貸与型奨学金の返済を行っている場合は年間返済額を控除 〕

○対象となる住居が甘楽町内にあり、新婚夫婦の双方又は一方が補助金申請日までに対象となる住居に住民票があること

○町税等の滞納がない世帯

○他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯

○過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯



◇ 対象となる費用

【住居費】 新婚夫婦の婚姻の日の2年前以降に、新たに購入または賃借した住居の購入費または賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含みますが、駐車場料金等は含みません）、共益費、仲介手数料で令和6年10月1日以降に支払をしたもの

〔 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の額は控除 〕

【引越費用】 新婚夫婦の両方又は一方が住居費の対象となる住宅へ引越しをした際に、引越し業者または運送業者に支払った費用で令和6年10月1日以降に支払をしたもの

【リフォーム費】 新婚夫婦の婚姻の日の2年前以降に新たに住宅をリフォームする際の費用で、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス及び植栽等の外構に係る工事費用並びに洗濯機等の家電（エアコンを除く）の購入及び設置については含みません）で、令和6年10月1日以降に支払いをしたもの

◇ 補助金の額

1世帯当たり30万円を補助します。

※夫婦双方の婚姻時の年齢が29歳以下かつ合計所得が500万円未満の場合は60万円

※申請にあたっての必要書類は、裏面をご覧ください。

◇ 申請期間

○申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月10日まで

◇ 申請に必要な書類

《共通》

○補助金交付申請書

○婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）

※本籍地が甘楽町以外の方でも、本人や配偶者等が来庁する場合は、甘楽町役場で取得できます。婚姻届受理証明は婚姻届を提出した市町村で取得できます。

○令和6年分（令和7年度）の所得証明書又は非課税証明書（ご夫婦2人分）

※令和7年1月1日現在で甘楽町に居住していた場合は、甘楽町役場で取得できます。

※令和7年1月1日現在で甘楽町以外に居住していた場合は、その当時の市町村（税務担当課）にて取得してください。

※所得の申告をしていない場合は事前に申告する必要があります。

○離職を証明する書類（該当する場合のみ添付）

○貸与型奨学金の返還額がわかる書類（該当する場合のみ添付）

○新婚夫婦の住民票

《住居の購入費》

○住宅購入に係る売買契約書及び支払済費用の領収書（住宅を購入した場合に添付）

《住居（アパートなど）の賃料》

○住宅の賃貸借契約書及び支払済費用の領収書（住宅を賃借する場合に添付）

※住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象になります。

※家賃が口座から引落としにて支払っており、領収書がない場合には、家賃等支払証明書（町様式）あるいは引落としをしている通帳の写し（コピー）などの支払いを証明できるもの

○住宅手当支給証明書（補助金の対象となる期間中に勤務がある方の分）

※勤務がある方で支給されていない場合も支給されていない証明書が必要となります。

《引越し費用》

○引越し費用の領収書

《住居のリフォーム費》

○住居リフォームに係る工事請負契約書又は請書及び領収書の写し（住居をリフォームした場合に添付）

お問い合わせ にこにこ甘楽

甘楽町 福祉課 こども係

電話：0274-67-5194

